

国保だより

世田谷区
 国保・年金課／保険料収納課
 FAX 5432-3038
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

令和5年7月発行(No.98)

【令和5年4月30日現在 世田谷区国民健康保険の加入状況：世帯数 126,969世帯／被保険者数 171,397人】

令和5年度国民健康保険料の納入通知書をお送りします

国民健康保険加入者の令和4年1月から12月までの所得をもとに、世帯単位で計算した納入通知書および納付書を世帯主へ送付します。

1年分の保険料を一括または9回（7月期から3月期まで）に分けてお支払いいただきます。

※口座振替、特別徴収の世帯には納付書は送付しません（納入通知書のみ送付）。

※既に国保を脱退した方にも納付書を送付する場合があります。

納入通知書の見方と計算方法は中面(p2・3)をご覧ください。

よくある質問はこちら



保険料が変更になることがあります！

令和5年6月24日現在の加入状況で納入通知書を作成しています

- 前年（令和4年）所得の変更
- 加入・脱退の届出 がある方など

変更の可能性あり

①前年（令和4年）の所得が未申告

②令和5年1月2日以降に転入された方

今回は均等割額のみ保険料となっています！

注意 所得が確定でき、保険料が変更になる場合は、その都度納入通知書を送付します。
 新しい納入通知書が届くまでは、今回お知らせした金額でお支払いください。
 保険料の変更で過払いが生じた場合はその分をお返しします（未納がある場合は、未納分に充てます）。

所得の申告が必要です

保険料の算定や軽減の判定は、前年の所得をもとに行います。国保加入者と世帯主の方は、収入の有無にかかわらず、必ず所得の申告（確定申告もしくは住民税の申告）をしてください。

詳しくは『国保のしおり』のp3をご確認ください。

国保のしおり



10月から被保険者証が変わります

令和5年9月30日まで うぐいす色 → 令和5年10月1日から 濃いクリーム色

※新しい被保険者証は、9月上旬～中旬に世帯主あてに簡易書留郵便でお送りします。

※新しい被保険者証は、9月中はご使用いただけません。9月中に医療機関等を受診する際はうぐいす色（有効期限令和5年9月30日）をご使用ください。

●問い合わせ 国保・年金課 資格賦課 TEL 5432-2331

マイナンバーカードを被保険者証として利用できます

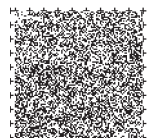
マイナンバーカードの被保険者証利用登録をすると、マイナンバーカードの被保険者証利用に対応している医療機関等を受診する際に、高齢受給者証（p5）や限度額適用認定証（p6）が不要になるなど、さまざまなメリットがあります。

注意 対象の医療機関や薬局は徐々に拡大していく予定です。
 現在お持ちの被保険者証は、これまでどおり利用できます。

マイナポータル
 ホームページ



●問い合わせ マイナンバーカード総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178



保険料の計算方法

国民健康保険料＝

I 基礎分保険料＋II 支援金分保険料＋III 介護分保険料

※未就学児の均等割額は5割軽減されます。

I 基礎分 年保険料 (最高限度額65万円)

$$\left(\begin{array}{l} \text{① 所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課基準額} \times 7.17\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{② 均等割額} \\ \text{加入者数} \\ \times 45,000\text{円} \end{array} \right) \times \frac{\text{⑦ 加入月数}}{12\text{か月}}$$

II 支援金分 年保険料 (最高限度額22万円)

$$\left(\begin{array}{l} \text{③ 所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課基準額} \times 2.42\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{④ 均等割額} \\ \text{加入者数} \\ \times 15,100\text{円} \end{array} \right) \times \frac{\text{⑧ 加入月数}}{12\text{か月}}$$

III 介護分 年保険料 (最高限度額17万円)

$$\left(\begin{array}{l} \text{⑤ 所得割額} \\ \text{40~64歳の加入者の} \\ \text{賦課基準額} \times 2.30\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{⑥ 均等割額} \\ \text{40~64歳の加入者数} \\ \times 16,200\text{円} \end{array} \right) \times \frac{\text{⑨ 介護2号} \\ \text{該当月数}}{12\text{か月}}$$

- ・介護保険第2号に該当するのは、40～64歳の方です。
- ・年度の途中で40歳になる方は、40歳になる月(1日が誕生日の方はその前月)分から対象になります。
- ・年度の途中で65歳になる方は、65歳になる月の前月(1日が誕生日の方はその前々月)分までが対象となります。

* 賦課基準額は所得割額を計算するもとなる金額です

$$\text{賦課基準額} = \text{前年の所得額 (注1)} - \text{基礎控除43万円 (注2)}$$

(注1) 各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額です。

例) 給与所得＝給与収入金額－給与所得控除額

雑所得＝次のアとイの合計額

ア 公的年金等の収入金額－公的年金控除額

イ 雑収入(公的年金等除く)－必要経費

◎所得額は分離課税となる各所得、山林所得を含みます。

上記以外の所得がある場合はお尋ねください。

◎障害年金、遺族年金、雇用保険、退職所得(退職後に年金として受け取る場合を除く)等は、賦課基準額には含まれません。

(注2) 住民税基礎控除43万円(所得額により控除額が異なる場合があります)のみ前年の所得額から差し引くことができます。他の扶養控除や社会保険料控除・医療費控除等の各所得控除、雑損失の控除は差し引くことはできません。

保険料の計算方法▶



令和5年度国民健康保険料納入通知書の見方

世田谷区国民健康保険料納入通知書

世田谷 太郎 様

お問い合わせの際はこちらの記号番号をお知らせください。 **世田谷 区 長**

記号番号 **12-00-0000-00**

1 世帯の保険料は、次のとおりです。計算方法は裏面をご覧ください。(令和5年度相当分)

	均等割軽減	基礎分(医療分)保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護分保険料(40歳から64歳までの方に賦課)		年保険料
		賦課基準額 人数	①所得割額 ②均等割額	賦課基準額 人数	③所得割額 ④均等割額	賦課基準額 人数	⑤所得割額 ⑥均等割額	
前回の増減								
今回の通知内容		4,500,000円 3人	①322,650円 ②112,500円	4,500,000円 3人	③108,900円 ④37,750円	3,150,000円 1人	⑤72,450円 ⑥16,200円	A 670,450円

2 各期のお支払い保険料は、次のとおりです。(令和5年度賦課分)

【普通徴収】(納付書または口座振替によるお支払い分)

	前回	今回	お支払い済みの保険料	納めていた保険料	納期限
4月期					
5月期					
6月期					
7月期		75,250	0	75,250	7月31日
8月期		74,400	0	74,400	8月31日
9月期		74,400	0	74,400	10月2日
10月期		74,400	0	74,400	10月31日
11月期		74,400	0	74,400	11月30日
12月期		74,400	0	74,400	1月4日
1月期		74,400	0	74,400	1月31日
2月期		74,400	0	74,400	2月29日
3月期		74,400	0	74,400	4月1日
合計		670,450	0	670,450	

【特別徴収】(年金からの天引き分)

	前回	今回
4月期		
6月期		
8月期		
10月期		
12月期		
2月期		
合計		

3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。(金額の単位：円)

国保加入者氏名	加入期間	所得割の算出基礎 令和5年度賦課基準額	保険料	基礎分(医療分)		後期高齢者支援金分		介護分	
				⑦月数 年保険料	⑧月数 年保険料	⑨月数 年保険料	⑩月数 年保険料		
世田谷 太郎	○○○○○○○○○○○○○○○○	3,150,000*	450,835	12	270,855	12	91,330	12	88,650
世田谷 花子	○○○○○○○○○○○○○○○○	1,350,000	189,565	12	141,795	12	47,770		
世田谷 二郎	○○○○○○○○○○○○○○○○	0#	30,050	12	22,500	12	7,550		

加入期間を確認してください。○や◎がついている月が加入期間です(◎は介護分を含みます)。
*がある方は特例対象被保険者等(非自発的失業者)の保険料軽減制度適用後の額を表示しています。
#がある方は未就学児の均等割額軽減制度適用後の額を表示しています。

・最高限度額世帯で加入者が2人以上の場合は、個人別内訳の保険料は最高限度額を按じた金額で示しています。
・「国保加入者氏名」欄は6名まで表記しています。7名以上の場合は、人数を記載しています。

納入通知書記載の世帯の例について

◇保険料は、「加入者数」と「加入者の年齢」と各加入者の「賦課基準額」により算出されます。

◇世田谷さん一家の家族構成等

	賦課基準額
太郎さん(45歳)	3,150,000円
花子さん(38歳)	1,350,000円
二郎さん(5歳)	0円

A 世帯の令和5年度国民健康保険料です

B 期別のお支払い金額を表示しています

(7月期から翌年の3月期までの9回でお支払いいただきます。)

- 各月期のお支払い額は1か月分の保険料額とは一致しません。
- 例) 令和5年4月から令和6年3月まで加入されている世帯は、12か月分を9回で納めていただくため、各月期の金額は約1.3か月分になります。

C ここに金額の記載がある方は特別徴収(年金からの天引き)対象世帯です

保険料が特別徴収(年金からの天引き)になる方

※下記①～③のいずれにも該当する世帯

- ①世帯主が国民健康保険に加入しており、かつ世帯の国保加入者全員が65～74歳である。
- ②世帯主が年額18万円以上の老齢基礎年金等の公的年金を受給している。
- ③介護保険料と国民健康保険料の合計金額が老齢基礎年金等の公的年金受給額の2分の1を超えない。

来年度前半の特別徴収金額(仮徴収)について

- ・令和6年4・6・8月は、令和6年2月の特別徴収金額と同額を年金から天引きいたします。これを仮徴収といいます。仮徴収した金額は、令和6年7月に確定する令和6年度の保険料に充当されます。
- ・世帯主が令和6年10月までに75歳になる世帯は、仮徴収しません。

保険料の特別徴収(年金からの天引き)▶



75歳から後期高齢者医療制度に加入します

75歳になると自動的に新たに後期高齢者医療制度に加入します。加入届出は必要ありません。75歳の誕生日前月に保険証をお送りします。

75歳の誕生月分から保険料を計算しますので、**同じ世帯に引き続き国民健康保険加入者がいる場合、お支払いの時期が重なります。**

今まで国民健康保険料を口座振替されていた場合、**保険制度が変わるため、口座情報を引き継ぐことができません。**後期高齢者医療保険料の口座振替をご希望の方は**あらためてお手続きが必要です。**

●問い合わせ 国保・年金課 後期高齢者医療 TEL 5432-2390

保険料の軽減・減免制度

申請が不要な制度です

均等割額の軽減

世帯主と国保加入者全員（旧国保被保険者※1含む）の前年（令和4年）中の所得の合計が下表の世帯の軽減基準額以下の世帯は、均等割額を軽減します。

軽減割合	世帯の軽減基準額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)
5割	43万円 + 29万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数※1 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)
2割	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数※1 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)

◆軽減の基準日は、令和5年4月1日（賦課基準日）。ただし、新規加入世帯は、国保の資格を得た日

◆下線部分は、給与所得者等が2名以上の場合に適用

※1 国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行し、脱退日以降継続して国保加入者と同じ世帯にいる方。

※2 一定の給与または公的年金等の所得のある方。

未就学児の均等割額の軽減

対象者 全世帯の未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）

軽減内容 全世帯の未就学児に係る均等割額の5割を軽減します。

※上記「均等割額の軽減」に該当する場合、軽減後の額から5割を軽減

申請が必要な制度です

1 非自発的失業者（解雇や雇止めによる失業の方）の軽減

対象者	次の①②のいずれにも該当する方 ① 離職時に65歳未満の方 ② 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知※1に記載された離職理由が次の方 【特定受給資格者】11・12・21・22・31・32 【特定理由離職者】23・33・34
軽減期間	離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで（離職日の翌日の属する年度と翌年度）
軽減内容	対象者の前年の給与所得を30/100とみなして保険料を計算します。
必要書類	●雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知※1 ●国保の被保険者証
申請方法	国保・年金課窓口（世田谷区役所第2庁舎2階26番窓口）または郵送※2

※1 内容、取得方法は、管轄のハローワークにお尋ねください。

※2 郵送の場合、詳細は区のホームページ（下記の二次元コード）をご確認ください。

2 旧被扶養者の減免

対象者	次の①②のいずれにも該当する方 ① 会社の健康保険等（国保組合は除きます。）から後期高齢者医療制度に移行した方に、国保加入直前まで扶養されていた方 ② 国保加入時点で65歳以上の方
軽減内容	所得割額：全額免除 均等割額：5割減額（加入から2年を経過する月まで）

3 その他の減免制度

災害・病気などの特別の事情により、一時的に生活が困難となり、資産・能力を活用しても保険料を納められない世帯に対して、保険料を減免する制度があります。

軽減制度の詳細
はこちら



高齢受給者証を更新します

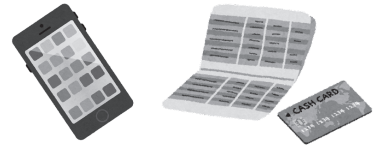
国保にご加入の70～74歳の方へ、令和5年8月1日からお使いいただく高齢受給者証を7月下旬に世帯主あてに、普通郵便でお送りします。

●問い合わせ 国保・年金課 資格賦課 TEL 5432-2331

／ 特別徴収（年金からの天引き）の方を除き ／

保険料の支払いは原則口座振替をお願いしています！

毎月の支払いの手間が省け、納め忘れがありません！
還付金は自動的に口座に振り込まれ安心です！
毎年12月に「口座振替済通知書（兼領収証書）」をお送りします！



◆ 口座振替申し込み方法

- 1 Web口座振替受付サービスを利用した登録
区のホームページ（右の二次元コード）から口座振替の申し込みができます。
- 2 口座振替依頼書による登録
依頼書が手元にない場合は保険料収納課収納係までご請求ください。
- 3 保険料収納課窓口にてキャッシュカードで登録
キャッシュカード（磁気付）を使い、保険料収納課窓口で口座振替の登録ができます。

口座振替の
申し込みはこちら



◆ 納付書による窓口支払い以外の納付方法

- 1 スマートフォンを利用した支払い
・モバイルレジ（ネットバンキング）
・au PAY・d払い・J-CoinPay・LINE Pay・PayPay
- 2 クレジットカードによる支払い
詳細は区のホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

納付書による支払い
（電子マネー含む）



クレジットカードによる支払い



●問い合わせ 保険料収納課 収納係 TEL 5432-2339

保険料は納期限までにお支払いください

保険料は国民健康保険制度運営の大切な財源です。保険料の支払いは納期限までをお願いします。

納付が困難な方は、納付計画などをご相談ください。お電話でも承ります。

災害など特別な事情により一時的に納付が困難なときは、6か月以内の間、徴収を猶予する制度があります。

保険料を納めないと

- *延滞金が保険料額に加算されます。
- *保険証が有効期限の短い「短期被保険者証」や医療費を自己負担する「被保険者資格証明書」に切り替わる場合があります。
- *法律に基づいた財産（預貯金、給与、生命保険、不動産等）の差押えを行う場合があります。

延滞金及び
還付加算金について



●問い合わせ 保険料収納課 納付相談 TEL 5432-2343

保険料の支払い以外で お困りごとがある方は、各相談窓口へ

お金のこと、仕事のこと、こころの健康など、お困りごとはありませんか。世田谷区では、身近な相談窓口を紹介しています。解決への糸口を一緒にみつけましょう。



身近な相談窓口一覧▶



区職員をかたる還付金詐欺に ご注意ください！

区の職員が電話で還付金の案内をし、ATM（銀行・コンビニ等の現金自動預払機）の操作をお願いしたり、銀行名をお聞きすることはありません。

高額な医療費がかかるとき

「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」（住民税非課税世帯の方）を医療機関の窓口で提示すると、保険適用分の一部負担金が自己負担限度額までとなります。

※現在お持ちの限度額適用認定証等の**有効期限は7月31日**までです。8月以降も必要な方はご申請ください。

※限度額適用認定証等は、保険料の支払いが滞っていないことが交付要件となります。

※住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院したときに負担する食事代も減額されます。

◆ 限度額適用認定証は申請が必要です

申請先：国保・年金課保険給付係（世田谷区役所第2庁舎 2階 26番窓口）または
郵送（〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区 国保・年金課 保険給付係）

※各総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンターでは申請できません。

便利

マイナンバーカードを**被保険者証**として利用できる医療機関・薬局では、一部負担金が自己負担限度額までとなります。上記の申請も不要です。

※保険料に未納がある方、住民税非課税世帯で過去1年間に入院日数が91日以上の方を除く

医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予

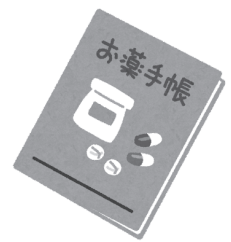
災害など特別な事情によって一時的に生活が困難になり、資産などを活用しても医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合は、申請により原則3か月以内は支払いを減額・免除する制度があります。

また、一部負担金の徴収を6か月以内の間、猶予する制度もあります。詳しくはお問合せいただくか、区のホームページをご覧ください。

医療機関等の適正受診にご協力ください

健康保険から医療機関等へ支払われる医療費の財源は、加入されている皆様が納める保険料で賄われます。皆様が、日頃から次のことに気をつけていただくと、医療費の削減につながります。

- ◆急病の場合を除いて、休日・夜間の受診は控えましょう
- ◆かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまず相談しましょう
※大きな病院に紹介状なく初診でかかるときや、初診後も医師の指示なく再度受診した場合には、健康保険が適用されない特別料金の支払いが必要となることがあります。
- ◆同じ病気で、複数の医療機関を次々と受診する「重複受診」は控えましょう
- ◆薬は飲み合わせによっては、副作用が出ることもあります
※「お薬手帳」を活用するなどして、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、薬の飲み合わせやもらいすぎに注意しましょう。
- ◆定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう



●問い合わせ 国保・年金課 保険給付係 TEL 5432-2349

40歳～74歳の方は、年に1回、特定健診を忘れずに受けましょう!

通常は10,000円程度かかる内容の検査を、500円で受けることができます。

特定健診は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を目的とした健診です。主な検査内容は、問診、血液検査、検尿、血圧測定、身体計測です。

受診券は、5月中旬から順次発送しています。今年度の受診期限は、令和6年3月31日までです。12月以降は混雑しますので、お早めにご受診ください。



●問い合わせ 国保・年金課 特定健診係 TEL 5432-2936